

経済産業省

20200317 貿局第2号
輸出注意事項2020第11号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

令和2年4月1日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、公布の日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後				現 行			
(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)				(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)			
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈		輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
1	(略)	(略)		1	(略)	(略)	
	火薬類	(略)	次のいずれかに該当するものを除く。 イ～ハ (略) ニ 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。)第1条の4第七号に規定する経済産業大臣が指定するもの(平成24年経済産業省告示第14号)		火薬類	(略)	次のいずれかに該当するものを除く。 イ～ハ (略) ニ 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。)第1条の4第七号に規定する経済産業大臣が指定するもの(平成24年経済産業省告示第14号)であって、次に掲げるもの

		(削る)
		(削る)
		(削る)
		ホ～ト (略)
	(略)	(略)
2 ～ 1 5	(略)	(略)

(ロ) ～ (ニ) (略)
(8) (略)
2 ～ 1 3 (略)

		(一) 自動車に用いる火工品、自動車用シートベルト引っ張り固定器に用いるＬ字型ガス発生器及び自動車用エアバッグガス圧力容器封板開放装置に用いるガス発生器であって、民生用自動車に用いるもの
		(二) 宇宙産業用又は航空機工業用のワイヤカッタであって、民生用のもの
		(三) 消火剤容器弁開放装置付き消火装置及び発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（電気点火又は撃針点火によりガスを発生させる構造のものに限る。）であって、民生用のもの
		ホ～ト (略)
	(略)	(略)
2 ～ 1 5	(略)	(略)

(ロ) ～ (ニ) (略)
(8) (略)
2 ～ 1 3 (略)

別表第 1 ～別表第 7 （略）

別表第 1 ～別表第 7 （略）

備考 以下の記載は注記である。

「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第 1 中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。